

インターネット上の人権侵害を解消するための法整備を求める意見書

現在、インターネット上では、ヘイトスピーチや、同和地区の所在地を示す情報、個人の名誉やプライバシーを侵害する情報が掲載されるなど、様々な人権侵害事象が発生している。

インターネットでは、匿名性が高いこともあり、内容が過激なものとなる傾向が強い。また、一度掲載されると瞬時に世界中に情報が拡散し、完全に削除するなどの権利回復が極めて困難な状況がある。「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」では、他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があるときには、プロバイダ等が人権侵害情報を削除しても情報発信者に対する損害賠償責任が免除される旨、規定されている。しかしながら、他人の権利が侵害されているかどうかをプロバイダだけで判断することは困難であり、結果として削除されず、悪質な人権侵害情報がインターネット上に残されている現状にある。また、海外のサーバ等を利用して、人権侵害情報を日本国内に向けて発信している者については、対応することが極めて困難である。

インターネットは、誰もが自分の意見を自由に表明でき、多くの人々とコミュニケーションを図ることができる場であるが、この間SNS（ソーシャルネットワークサービス）上での誹謗中傷により、自殺に追い込まれてしまう事例も生じている。もちろん表現の自由は最大限守られなければならないが、SNSにおける書き込み等により、他人の人権を侵害することは許されず、人権侵害情報が迅速に削除される法的な仕組みが必要である。

よって、政府及び国会は、インターネット上で発生している人権侵害を解消するため、次の事項について実効性のある取組みを進めることを求める。

記

1. インターネット上の人権侵害を解消するため、実効性ある法整備を速やかに行うこと。
2. インターネット上の人権侵害に関する相談窓口の周知及び機能強化に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年（2020年）9月29日

豊中市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官
衆・参両院議長

各あて